

# 宇和島市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年8月1日(木)午後1時30分から午後2時36分  
2. 開催場所 宇和島市役所 2階大会議室  
3. 出席委員 (45名)

会長 6番 小林 輝彦  
会長職務代理者 1番 赤松 宣生

農業委員

2番	氏原 邦弘	3番	大塚 武司
4番	岡田 久史	5番	河野 行雄
7番	清家 茂	8番	清家 多美雄
9番	清家 行範	10番	高木 常樹
11番	高田 博明	12番	武川 豊茂
13番	竹葉 邦政	14番	玉木 邦英
15番	西田 正枝	16番	濱田 金治
17番	平松 和男	18番	福岡 正彦
19番	藤岡 功	20番	松本 高秋
21番	山口 一光	22番	山口 義幸
23番	山本 義広	24番	和田 恵子

## 最適化推進委員

1番	赤松 聡	3番	小笠原 梅義
4番	木村 繁一	5番	清家 宏
6番	瀧水 朝男	7番	谷口 貴
8番	永井 一洋	9番	樋口 秀雄
10番	兵頭 高広	11番	兵頭 三千雄
12番	平山 源一郎	13番	廣見 正信
14番	藤井 万一郎	15番	細川 一男
16番	堀田 善春	17番	松下 雅子
18番	丸山 哲史	19番	森岡 八重子
20番	安岡 賢司	21番	山口 兼史
22番	山本 一也		

4. 欠席委員 (2名)  
推進委員

2番 井上 和久 23番 吉見 一弥

5. 議事日程  
議事録署名委員の指名

21番 山口 一光 22番 山口 義幸

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について  
 報告第2号 農地法第6条の規定による報告について  
 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による合意解約及び使用貸借合意解約通知について  
 報告第4号 諸証明について  
 報告第5号 農地転用確認交付申請書について  
 報告第6号 農地法第5条許可（令和元年6月定例総会分）について  
 報告第7号 照会書（農地等の現況等について）に対する回答について  
 （令和元年6月15日～令和元年7月12日までの事務局処理事案）

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について  
 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請承認について  
 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請承認について  
 議案第4号 農地法の一部を改正する法律附則第8条第2項の規定に基づく農業利用目的売払いに係る農地法第3条の許可の適否の確認について  
 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用地利用集積計画（案）の決定について

#### 6. 農業委員会事務局職員

事務局長	宮尾 義文	次長兼管理係長	今西 愛典
農地係長	濱田 英樹	専門員	境本 博佳
主 査	中川 弘徳	臨 時	山本 真由実

#### 7. 産業経済部職員

農林課課長補佐兼振興係長 梅崎 裕文

#### 8. 会議の概要

《宮尾局長》

ご起立願います。一同礼、ご着席下さい。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切られるか、マナーモードへの変更をお願いいたします。

《 会 長 》

現在の出席人数は農業委員24名、農地利用最適化推進委員21名であります。定足数に達しておりますので、令和元年8月定例総会を開会いたします

《宮尾局長》

小林会長より、ご挨拶をお願いいたします。

## 《 会 長 》

改めまして、こんにちは。大変暑うございます。もう猛暑も通り過ぎて、熱波みたいな感じで息苦しい毎日ではないかなと考えております。日本だけではなくて、世界中が異常気象の中、ヨーロッパでは熱波で死者も出ております。少しずつではありますけれど、本当に地球全体の環境が変わっていくのがもう目の当たりに表れていますので、どうなる事が大変心配であります。特に我々が携わっております第一次産業は天気によってかなり影響を受けます。年に1回の収穫、365日コツコツ働いて、年に1回、収穫の楽しみをするのですけども、自分がこの年になっても思うような事ができないと、本当に何をやっているのかなと思う時もございます。ただ目の前のこういう事はやっぱり避けて通れませんので、色々な部署と連携しあって現状で1番維持のできるような生産技術、生産体系、そういう物も築いていかなければならないのかなと、つくづく感じさせられます。

また、愛媛県ではスリランカ等に海外援助の方向で、柑橘の方でも取り組んでおり、知事さんも輸出にかなり力をいれております。ただ量的には微々たるものです。国内の消費の中でやっぱり愛媛県としましては、地元でも主体になります柑橘をある程度、日本のレベルの段階を落とす訳にはいきません。もう日本だけの知名度ではありません。日本イコール世界の知名度になっていきますので、何とかここを踏ん張って産地として後継者を中心に良いみかんをまず作る。そして高単価で推移できて行くように頑張っていけないといけないのではないか、と思うと同時に、吉田の若い子らを中心に、昨年度の豪雨災害をきっかけに横の繋がりをしっかり持って、コツコツと若い子達も取り組んでおります。玉津だけではなく、奥南もかなり用水の関連に被害を受けております。園地回りをしてしてみますと、手の届かない所が多数あります。誰が考えても2年、3年先を見越して行政サイドもしっかり取り組んでいけると、キチンとした園地の再生ができていけないのではないかなと心配するような場面がある事もあります。

一番大変なのは地元の人だと思うのですが、ここはしっかりと横の繋がりを持って取り組んでいってもらいたいと思いますし、農林課もJAも一緒になってこの時期を乗り切っていけたらと思う次第でございます。

また、悪い事ばかりじゃなくて、皆さんも知ってのとおり9年ぶりに宇和島東高が県大会で優勝しました。嬉しい事です。皆さんも本当に喜んでいただきたらと思います。

平成元年に出場し、今度は令和元年に出場する、何か繋がりがあるような気がいたします。何とか頑張って1回戦、2回戦と勝ってくれたら宇和島地域も盛り上がって活性化していくのではないかなと少なからず期待を寄せております。

ここに来られている方々も地域のあの子が出ているのだな、という事も多分あると思いますので、是非、甲子園に出たら応援をしてあげていただきたらと思います。

今、利用状況調査をやっております。久しぶりに各地域の園地を見て回る機会があったのではないかなと思います。1年に1回というものなのですけれども、じっくりと事務局と一緒に見て回って、地元の園地がどのようになっているかという事を再度確認していただきまして、これから取り組んでいくであろう人・農地プランの主体とした若手への農地集積等に繋げていってもらえたらと考えておりますので、よろしく願いしたらと思います。

また、こんなに暑いので、体調の悪い方は無理をせずに事務局の方に前もって電話をして下さい。無理してやって体を壊すような事はないようによろしく願いしたらと思います。

また本日は3条、4条、5条、皆様にご意見をいただかないといけない案件もありますので、最後までよろしく願います。簡単ですが挨拶に代えさせていただきます。

それでは欠席報告をお願いします。

《今西次長》

はい。井上推進委員、吉見推進委員が所用のため欠席でございます。

《 会 長 》

それでは議事に入ります。本日の議事録署名人を指名いたします。本日の議事録署名人に山口一光委員、山口義幸委員を指名いたします。

それではまず報告第1号から第7号までを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

《今西次長》

(報告第1号から第7号までを議案書をもとに朗読、説明)

《 会 長 》

只今、今西次長より報告第1号から第7号までの報告がありました。

どなたかご質問等ないでしょうか。

( 質 問 、 意 見 な し )

質問がないようですので、以上で報告を終わります。

続きまして、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について、を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

《今西次長》

(議案第1号議案書をもとに朗読、説明)

議案第1号、事案別の農地法第3条第2項各号の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであります。3条2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると事務局では考えております。以上でございます。

《 会 長 》

はい。事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

よろしく願います。

《清家行範委員》

32番について説明いたします。〇〇〇〇さんが経営拡大という事で、柚子を植えるという計画を立てておられます。真面目な方なので何ら問題ないと思います。

《松本委員》

33番について説明いたします。現在この農地は〇〇〇〇さんが耕作をしておられます。△△△△さん、□□□□さんの両方で話し合いをした結果、所有権移転という事になりました。◇◇◇◇さんは真面目に農業に取り組んでおられる方なので問題ないと思います。

《瀧水委員》

34番についてご説明します。譲受人の〇〇〇〇さんは専業で熱心にやられておられ何ら問題ないと思います。

《河野委員》

35番について説明いたします。〇〇〇〇さんと△△△△さんは親子関係でございます。高齢になりましたので、息子に経営移譲をするという事で何ら問題ないと思います。

《赤松聡委員》

36番についてご説明いたします。〇〇〇〇さんと△△△△さんは親子関係でございます。□□□□さんは真剣に農業をされておられます。何ら問題ないと思います。

《丸山委員》

37番について説明いたします。〇〇〇〇さんと△△△△さんは親子関係であります。□□□□さんの経営拡大という事で使用貸借権を設定いたしました。何ら問題ないと思います。

《清家宏委員》

38番、39番についてご説明します。

38番につきましては〇〇〇〇の△△△△さん。これは□□□□法人でございますので、自分の家の中での貸し借りでありますので何ら問題ないと思います。

39番、〇〇〇〇さんと男さんは親子でございます。△△△△さんは今度、農協の役員を引き受けるに当たりまして、組合になるために□□□□さんから譲り受けるものであり何ら問題ありません。

《小林委員》

失礼いたします。40番の案件についてご説明いたします。

株式会社〇〇〇〇さんは電照菊の栽培をやっておられます法人でございます。経営規模拡大のために△△△△の土地を探していた所、5名の方と話ができて、今回、

所有権移転の手続きをするようになっております。

□□□□さんは前回の新規就農の件で、出てこられた法人でございます。中々熱心にやっていただけるという事で、何ら問題ないと思います。

ハウスに関しましても建設に関しましても周りにおける環境に影響もないような作業をやっていただくという事で、問題ないと思います。

《 会 長 》

はい。担当委員の意見が終わりました。

これより審議をいたします。どなたかご意見ございませんか。

( 質 問 、 意 見 な し )

意見がないようですので採決をいたします。

ここで農業委員会等に関する法律第31条に基づきまして、赤松宣生委員の退席を求めます。

・・・・・・・・ 赤松宣生委員退席 ・・・・・・・・

はい。採決をいたします。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について許可相当と思われます農業委員さんは挙手をお願いします。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員です。よって議案第1号は原案のとおり許可することと決定いたします。赤松宣生委員さんの入室を求めます。

・・・・・・・・ 赤松宣生委員着席 ・・・・・・・・

続きまして、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請承認について、番号4番と議案第3号農地法第5条の規定による許可申請承認について、番号11番は一体利用の関係がありますので、議案第2号と第3号は一括議題とさせていただきます。

事務局より説明をお願いいたします。

《今西次長》

(議案第2号、3号議案書をもとに朗読、説明)

議案第2号、3号の転用許可基準の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであり、許可基準は満たしていると事務局では考えております。以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《赤松宣生委員》

失礼します。3番について説明いたします。

〇〇〇〇さんは、去年の豪雨で倉庫が全て流されました。それで新しい倉庫を建てたいという事で、ここは農地だったのですが、新しい倉庫を建てる予定です。

別に問題ないと思います。

《濱田委員》

失礼します。4番について説明いたします。申請人の〇〇〇〇さんは△△△△漁協の組合長で、真珠養殖に力を入れて取り組んでおられます。また資材置場に出ておりますが、従来より利用しておりましたので、これについては始末書を提出していただいております。現地の状況等を見てみますと、別段問題になるような所ではありません。

現地調査は先月7月30日に会長、事務局の皆さんと調査確認しております。

続いて議案第3号の11番は同じ案件ではございますが、真珠の資材置場として利用するもので、県外の□□□□さんと所有権移転の話が付きましましたので、許可申請を出しております。

《山口一光委員》

12番について説明します。〇〇〇〇さんは不在地主で長年耕作放棄をして雑草が生い茂っていたのですが、株式会社△△△△という太陽光発電の会社が太陽光をしようかという事で、会社は大阪ではあるのですが、適当な土地だという事で所有権移転の話がまとまりました。

利用状況や転用目的等確認したのですが、問題はないという事になりました。

《藤井委員》

13番について説明します。〇〇〇〇甲1011番8、畑、153㎡。△△△△さんの土地に□□□□外1名が自己住宅を建てるという申請です。◇◇◇◇さんは松山に住んでおりますが、〇〇〇〇さんは既に△△△△に住んでおり、これから家を建てる計画です。

一昨日、現地調査を行っており特別な問題はありません。

《永井委員》

14番について説明します。譲受人の株式会社〇〇〇〇が従業員の駐車場が不足をしており、近隣に適地がないか探していました。土地所有者の△△△△さんは土地を相続しましたが、遠方で管理ができず本件の申請となりました。

7月30日に会長を始め申請者、事務局等で現地を確認しました。雑草防止の砂利が敷いておりますが、始末書も提出しており何ら問題ないと思います。

《兵頭高広委員》

15番についてご説明します。〇〇〇〇さんと△△△△さんは親子関係です。株式会社□□□□を経営しており、借主が6次産業化に伴い◇◇◇◇施設を開設するため申請地を借主の要望により借受け建設を行いたいという申請です。

左側にあるマンションと加工施設との間に、隙間を入れるという話し合いは既に出ております。

7月30日に会長を始め事務局等で現地調査を行いました。何ら問題ないと思いません。

《小林委員》

失礼します。16番の案件についてご説明いたします。

〇〇〇〇さんは数年前に旦那さんを亡くしまして、それから一人で耕作はされていたのですが、近年、体の調子も悪いという事で不耕作状態に数年なっております。隣に駐艇場を経営しております△△△△さんが居られまして、それではという事で話がまとまったようでございます。

現在は耕作放棄地になっておりました所は草刈りだけはされて、国調が入っておりますので境等も十分に確認ができるということで問題ないと思いません。

若干、駐艇場に関しましては進入路が農地にかかっておりましたので、進入路の変更をお願いしております。今回の件につきましては問題ないと思いません。

《 会 長 》

只今、担当委員の意見が終わりました。

これより審議をいたします。どなたかご意見等ございませんか。

( 質 問 、 意 見 な し )

意見がないようですので採決をいたします。

ここで農業委員会等に関する法律第31条に基づきまして、竹葉委員の退席を求めます。

・・・・・・・・ 竹 葉 委 員 退 席 ・・・・・・・・

議案第2号農地法第4条による許可申請承認について、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請承認について、一括承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

( 挙 手 多 数 )

挙手多数です。よって議案第2号、議案第3号について原案とおり承認することと決定いたします。

竹葉委員の入室を求めます。

続きまして、議案第4号農地法の一部を改正する法律附則第8条第2項の規定に基づく農業利用目的売払いに係る農地法第3条の許可の適否の確認について、を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

《今西次長》

(議案第4号議案書をもとに朗読、説明)

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《丸山委員》

1番について説明いたします。所有者は〇〇〇〇であります。△△△△の土地でありまして、近頃国が持っている土地を処分したいという事であります。隣接している畑の農家をしております□□□□さんをお願いした所、土地を譲ってもらっても良いという事になりました。何ら問題ないと思っております。

《山口義幸委員》

2番についてご説明いたします。今ほど丸山委員からも話がありましたように、所有者は〇〇〇〇であります。同じく隣接する農地として△△△△さんがミカンを作っておられます。□□□□さんは一昨年市役所を退職いたしまして、それまでは土日の休み等を利用して耕作をしておりましたが、昨年度からはフルに毎日耕作、ミカン作りをしております。土地が欲しいという事で丁度話がまとまりましてこういう結果になりました。何ら問題ないと思えます。

《 会 長 》

はい。担当委員の意見が終わりました。

これより審議をいたします。どなたかご意見等ございませんか。

( 質 問 、 意 見 な し )

意見がないようですので採決をいたします。

議案第4号農地法の一部を改正する法律附則第8条第2項の規定に基づく農業利用目的売払いに係る農地法第3条の許可の適否の確認についてについて承認されます農業委員さんは挙手をお願いいたします。

( 挙 手 全 委 員 )

挙手全委員であります。よって議案第4号は原案どおり承認することと決定いたします。

続きまして、議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用地利用集積計画（案）の決定について、を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

《今西次長》

（議案第5号議案書をもとに朗読、説明）

議案第5号の利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると事務局では考えております。以上でございます。

《 会 長 》

はい。事務局の説明が終わりました。これより担当委員に意見を求めます。

よろしくをお願いします。

《松本委員》

65番について説明いたします。〇〇〇〇さんは真面目に農業をやっておられ△△△△さんとの更新で何ら問題ないと思います。

《清家行範委員》

66番、67番について説明させていただきます。〇〇〇〇さんは真面目な方で農業に取り組んでおられます。どちらも△△△△さんとの更新でありますので何ら問題ないと思います。

《瀧水委員》

68番から72番まで説明させていただきます。

68番は〇〇〇〇さんと△△△△さんとの更新で何ら問題ないと思います。

69番から72番まで利用権設定を受ける方は〇〇〇〇さん。設定する方は△△△△さん、□□□□さん、◇◇◇◇さん、〇〇〇〇さんとの更新で何ら問題ないと思います。

《松下委員》

73番について説明いたします。貸人の〇〇〇〇さんは、三間に住んでおられ勤め先も三間です。借人の△△△△さんとの更新で何ら問題ないと思います。

《平山委員》

74番について説明いたします。新規ですが今までも〇〇〇〇さんの父親が使用貸借権を結んでおられました。今回△△△△さんが使用貸借権を継ぐ事になりました何ら問題ないと思います。

《赤松聡委員》

75番から79番について説明いたします。

75番、76番の〇〇〇〇さんは真面目に農業をされており、75番の△△△△さんは体を壊されて農業ができないという事で、□□□□さんと賃貸借設定をしました。

76番の◇◇◇◇さんは経営を縮小したいという事で、隣接している〇〇〇〇さんに賃貸借権設定をしました。

77番の〇〇〇〇さんと△△△△さんは親族関係であります。□□□□さんも真面目に農業をされており問題ないと思います。

78番の〇〇〇〇さんは経営を拡大したいという事で、隣接する△△△△さんをお願いした所、良いという事で今回、使用貸借権設定をしました。

79番の〇〇〇〇さんは広島県に居られて、耕作ができないという事で隣接する△△△△さんをお願いをして賃貸借権設定をしました。

5件とも何ら問題ないと思います。

#### 《赤松宣生委員》

80番から84番について説明いたします。

80番の〇〇〇〇さんは熱心にミカンを作っておられます。息子さんも新規就農で頑張っていますので何ら問題ないと思います。

81番、〇〇〇〇さんは昨年の豪雨でミカン畑をかなりやられました。それで畑を探していた所、△△△△さんと話がまとまったようです。

82番、〇〇〇〇さんは△△△△さんが高齢で隣の畑が□□□□さんで、◇◇◇◇さんも議員で〇〇〇〇もして忙しいのですが、頑張っているんで問題ないと思います。

83番、84番について〇〇〇〇さんは新規就農者で頑張っているんで問題ないと思います。

#### 《山本義広委員》

85番についてご説明いたします。〇〇〇〇さんは若手の後継者であり△△△△さんとの更新で何ら問題ないと思います。

86番、□□□□さんは若手の熱心な後継者であります。何ら問題ないと思います。

87番、88番につきましては◇◇◇◇さん。熱心にサツマ芋等を作っている複合農家であります。何ら問題ないと思います。

#### 《河野委員》

89番から93番について説明いたします。

89番、〇〇〇〇さんと△△△△さんとは畑が隣接しておりまして、去年の西日本豪雨で被災をいたしました。□□□□さんは来年度改植をするというので、両者の話し合いがまとまりまして一緒に改植をするという事で使用貸借権を設定するという事です。

90番の〇〇〇〇さんは高齢で、息子さんも居られますが体調が悪いという事で、△△△△さんが使用貸借権を設定して作るようになりました。

91番、〇〇〇〇さんと△△△△さんは畑が隣接しておりまして、昨年度の豪雨に

よりモノレールが被災しました。□□□□さんと◇◇◇◇さんのモノレールが被災しており、両者の話しあいでも〇〇〇〇さんが賃貸借権設定をして作るようになりました。

92番、93番、〇〇〇〇さんは△△△△さんと□□□□さんの土地を数年前から耕作を既にしております。今回新たに使用貸借権を設定するもので何ら問題ないと思います。

《山本一也委員》

失礼します。94番を説明いたします。下波の〇〇〇〇さんは、熱心な柑橘生産農家でございます。相手方の要望により△△△△さんも高齢による経営縮小をしました。更新であります。使用貸借権設定で問題ないと思います。

《岡田委員》

95番、96番、97番について説明いたします。

95番、96番の〇〇〇〇さんは真面目に農業に取り組んでおられます。本来であれば95番、96番は更新となる予定でありましたが、手続きにミスがあり契約日が切れたという事で、今回新規という事で申請をしております。今までどおり耕作をするという事で問題ないと思います。

97番については、〇〇〇〇さんは松山在住という事で耕作が難しいという事で、耕作者を探しておりました。△△△△さんが耕作するという事で、今回、新規で賃貸借権設定するという事で何ら問題ないと思います。

《赤松聡委員》

14番についてご説明いたします。この畑は農業委員さんの〇〇〇〇さんの畑でございますが飛び地でございます、この畑と隣接する△△△△さんの要望により、今回所有権移転となりました。何ら問題ないと思います。

《 会 長 》

はい。担当委員の意見が終わりました。

これより審議をいたします。どなたかご意見等ございませんか。

( 質 問 、 意 見 な し )

意見がないようですので採決をいたします。

ここで、農業委員会等に関する法律第31条に基づきまして、河野委員の退席を求めます。

・・・・・・・・ 河 野 委 員 退 席 ・・・・・・・・

議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用地利用集積計画（案）が出ております。計画を承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

す。

( 挙 手 全 委 員 )

挙手全委員であります。よって議案第5号は原案のとおり承認することと決定いたします。

河野委員の入室を認めます。

・・・・・・・・ 河 野 委 員 着 席 ・・・・・・・・

以上で令和元年8月定例総会の議案を終了させていただきます。